

# 令和7年度 岸和田市保育士応援特別給付金 交付申請のご案内

## 1. 「岸和田市保育士応援特別給付金」とは？

保育士の確保および離職防止を目的とした、保育士・保育教諭等への個人に対する給付金です。岸和田市内の民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所で**令和7年3月31日までに**新たに勤務を開始した保育業務に従事する方へ、4年間で最大 65 万円を給付します。

## 2. 対象者

対象者は、以下の(1)～(3)のすべてを満たしていることが要件です。

- (1) 令和3年4月1日以降に市内の民間保育園・認定こども園等で新たに勤務を開始した者で、保育業務に従事するもの。
- (2) 1箇月につき 120 時間以上の勤務を要する者として雇用されているもの。
- (3) 市内の民間保育園・認定こども園等で新たに勤務を開始した日(以下「勤務開始日」という。)から引き続き6箇月以上勤務する者で、勤務開始日から 4 年以内のもの。

## 3. 対象となる勤務期間および支給金額

前項の「2.対象者」の要件をすべて満たし、かつ下記の期間勤務された方が申請の対象です。

回数	勤務期間	支給額	備考
1	勤務開始日以後引続き 6 箇月間勤務	30,000 円	5 回目以降の給付にあたっては、本市在住者(36 箇月勤務に到達する日を含む直前の1月1日時点で本市に住民票があること)であること。
2	勤務開始日以後引続き 12 箇月間勤務	50,000 円	
3	勤務開始日以後引続き 18 箇月間勤務	70,000 円	
4	勤務開始日以後引続き 24 箇月間勤務	100,000 円	
5	勤務開始日以後引続き 36 箇月間勤務	200,000 円	
6	勤務開始日以後引続き 48 箇月間勤務	200,000 円	

## 4. 提出書類

- (1) 岸和田市保育士応援特別給付金交付申請書(様式第1号)
- (2) 岸和田市保育士応援特別給付金交付請求書(様式第5号)
- (3) 在職証明書(岸和田市保育士応援特別給付金) ※勤務施設からの証明が必要です。
- (4) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し ※初回申請時のみ必要です

## 5. 提出期限

**令和8年 3月18日(水)** 岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課 必着

## 6. 提出先

在職中の方:勤務されている施設

既に退職されている方:郵送または持参してください。(子ども家庭応援部子育て施設課宛て)

## 7. お問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課 施設運営担当 烏野

TEL:072-423-9482(直通)